



介護職員等処遇改善加算について

『経験』と『資格』の二つを軸にして、介護職員のキャリアアップを促進します

グループ別	条件
経験・技能のある 介護職員 (A)	<ul style="list-style-type: none">・介護経験（当法人での経験）10年以上・介護福祉士
他の介護職員 (B)	<ul style="list-style-type: none">・介護経験（当法人での経験機関）・なし～10年未満
その他の職種 (C)	<ul style="list-style-type: none">・当該当事務所での介護職員以外の職員

※ 常勤換算数は評価に応じても変動します

【加算取得状況】

	事務所名	サービス名	サービス提供加算	処遇改善加算
浜松市	三ヶ日グループホーム	認知症対応共同生活介護	加算 1	加算 1
	三ヶ日ディサービス	通所介護	加算 1	加算 1
湖西市	日ノ岡グループホーム	認知症対応共同生活介護	加算 1	加算 1
	日ノ岡ディサービス	通所介護	加算 1	加算 1
岡崎市	滝町グループホーム	認知症対応共同生活介護	加算 1	加算 1

※上記内容は、令和6年10月現在